

江戸の組合橋の維持管理について*

A Study of the Maintenance of Private Bridges in Edo area

松村 博**

By Hiroshi MATSUMURA

概要

江戸の橋の約半数は、武家や町人が費用をもって管理する私設の橋であった。その大半は周辺の町が組合を組織して一定の率に基づいて費用を負担して管理を行う組合橋であった。組合町の範囲や費用負担の方法などは橋によって異なり、統一的なルールを見出しにくい。『東京市史稿』などに採られた資料を解釈することによって各橋によって特徴的なルールがあり、歴史的な経緯の中で決められていたことがわかる。それは橋があることによって利便を受ける武家町や町人町が費用を負担する受益者負担の原則に従いながらも、武士と町人との力関係や近傍の橋の配置などによって負担率が異なり、複雑な様相を呈していた。そこには当然、町行政を司る町奉行所の介入があったはずである。使いえた資料は必ずしも多くはないが、以下の検討により当時の町行政やインフラ整備に関する仕組みをある程度明らかにすることができたものとする。

はじめに

江戸の橋の約半数は幕府が費用を負担して維持管理を行う御入用橋(公儀橋)であったが、その他は近傍の町、武家屋敷、寺社が組合を構成して、費用を出し合って管理した。それぞれの橋で費用を負担する地域や負担率が定められており、組合橋(町橋)と呼ばれた。そのルールは長い歴史的経緯の中で決められていったと考えられる。また一つの町や社寺、武家屋敷へ通じる専用の橋で、特定の主体が管理したものは一手持橋といわれた。

組合橋がどのような動機で架けられ、費用負担の方法がどのように定められたのかは、それぞれの橋によって事情が異なり、かつその実態がわかる資料が少ないため、包括的なルールを把握するのは難しい。『東京市史稿』に採られた資料などから、断片的ながら組合橋の様々な管理形態が把握できるため、以下ではいくつかの実例を紹介して組合橋の仕組みの多様性を明らかにしたい。

(1) 親父橋の費用分担

『東京市史稿』の資料からかつて東堀留川に架けられていた親父橋と浜町堀に架けられていた小川橋に関する維持管理費の分担の仕組みを知ることができる。

親父橋があった東堀留川は、慶長8年(1603)から同17年(1612)にかけて開削されたもので、最初は六十間川と呼ばれた。後には一般的に入堀と呼ばれ、幅はおおよそ20間、日本橋川から分岐し、堀江町一丁目と新材木町の

間で堀留めになっていた。

親父橋は、親仁橋とも書かれ、堀江町三丁目と四丁目の間から堀江六軒町(芳町)へ渡る橋で、元吉原(後の新和泉町、高砂町のあたり)を開いた庄司甚右衛門が架けたことから、甚右衛門が親父と呼ばれていたのになんで「おやじ橋」と呼ばれるようになったという。

親父橋は、寛文2年(1662)に町並が整備されるのに合わせて場所を変えて架け換えられたときに出銀のルールや日常管理の分担も決められた。同時期に浜町堀に小川橋と入江橋が3人の町年寄が担当して架けられたが、これらの出銀のルールも決められている。このときの架橋は、明暦の大火以降の市街地拡張策にともなって大川沿いに新しい武家町などを開発するための基盤造りの一環であったと考えられる。

この架け換え工事にあたっては入札が行われており、町年寄の奈良屋役所へ行き、注文書を見て入札するように町触が出されている。

費用負担のルールは、当時の町奉行、渡邊(大隈守)綱貞によって定められた。町人町21町(のちには25町)が四分、武家屋敷が六分の割合で持ち、各町へは町の間口に応じて割り付けられた。したがって各家にも家持の間口の広さによって負担が決められたと考えられる。武家屋敷には各邸の知行高に応じて負担額が決められた。また、小規模な補修については、橋の日常管理が義務付けられている堀江町三丁目、四丁目、堀江六軒町の3町が立て替えておき、大きな工事があるときに清算されることになっていた。

その後、貞享4年(1687)、宝永2年(1705)、正徳3年

* Keyword: 橋管理、組合橋、江戸町行政

**正会員 阪神高速道路管理技術センター

(〒541-0054 大阪市中央区南本町4-5-7 東亜ビル)

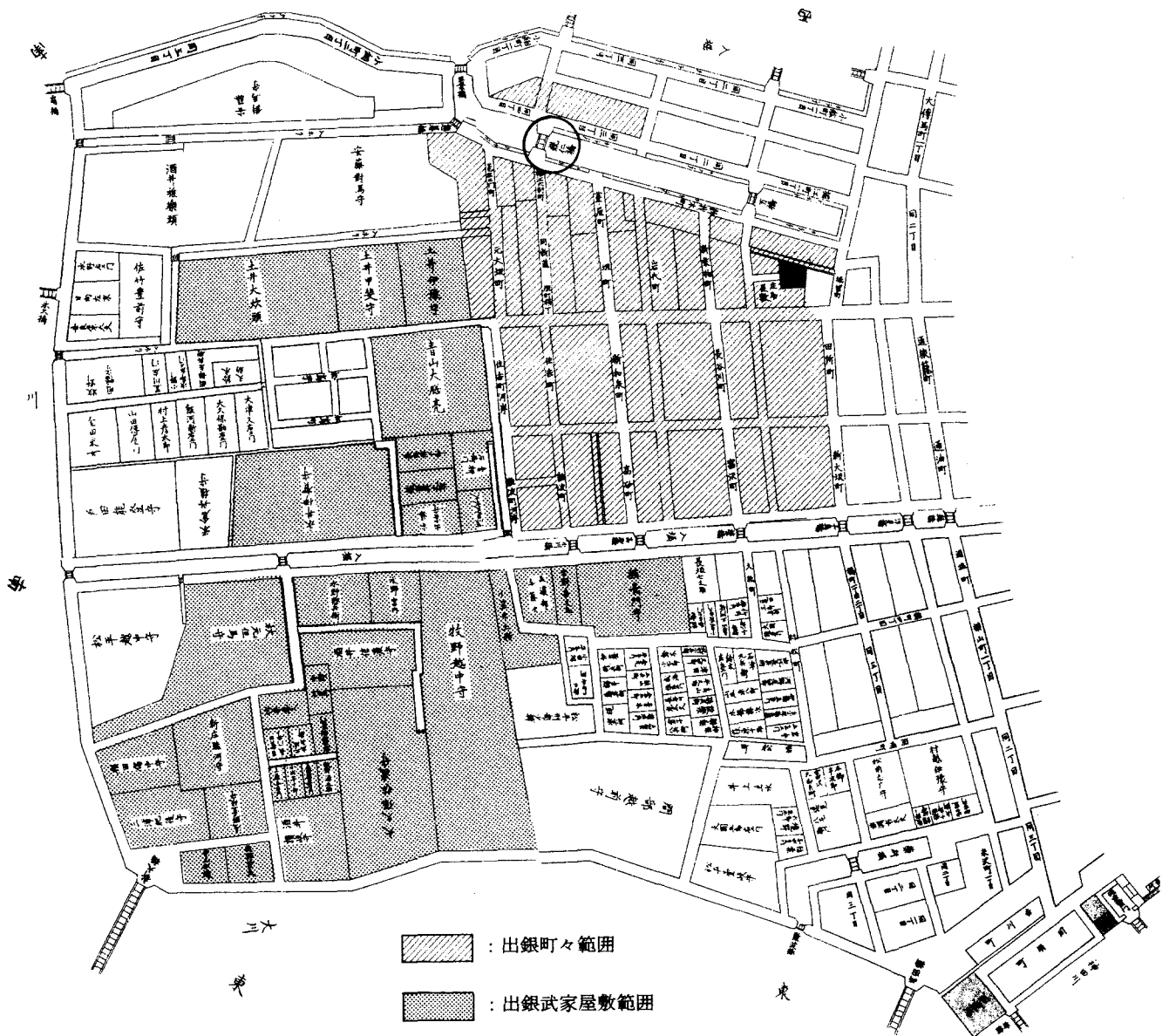


図-1 親父橋普請入用出銀範囲 (文献(4)より作成)

(1713)に修復工事があり、当初のルールで出銀された。そして、享保17年(1732)には親父橋の老朽化が進み、架け換えを行う必要が生じた。

橋の管理を行っている3町より架け換え工事の提案がなされたが、武家屋敷では、地所の入替わりもかなりあって新規の屋敷も多く、先規のルールも分からないというので、3町では詳細な記録や割付帳面などを見せて説明したが、町人方の記録だけでは証拠にならないとして出銀を断られた。そこで町人方では町奉行の大岡(越前守)忠相へ訴訟をおこした。

奉行はその吟味を町年寄の1人、奈良屋市右衛門に命じ、たびたびの尋問の結果、翌年の1月13日に奉行所で町方の訴え通りにするとの申し渡しがあつた。そして普請の判断も管理責任を負う3町が行ってもよいとされた。

しかし、武家方から、親父橋は町方管理の橋であるか

ら今回の架け換えからは、武家方四分、町方六分とし、小補修の費用は負担しないという書付が出された。これに対して町方では近隣の橋の例や詳細な絵図などを提出して、再び町奉行に訴えた。その結果、享保18年4月28日に新規架け換え、修復も武家方六分、町方四分とする旨申し渡された。こうして武家屋敷の寄り合いの席において、町方に対してすべて前例のようにするとの返事があつた。この騒動に懲りた町方では、仔細を記録した書類をつくり、3人の町年寄が署名、奥印した上で、奉行所をはじめ、町年寄役所にも保存することになった⁽¹⁾⁽²⁾。

費用負担をした町は、範囲は変わらないが25町に増えていた。親父橋より都心側は橋元の堀江町三丁目、四丁目の2町のみで、他はすべて橋より東側の町々であつた。また、武家屋敷は、現在の日本橋浜町二、三丁目、日本橋蛸殻町二丁目あたりにあつた大名や旗本の屋敷で

あった。それを地図上に表したのが図－1である。地図は『江戸城下変遷絵図集第六巻』⁽⁴⁾にある享保年間の地図などを使って作成したが、大名、旗本の名前が一致しないものもあり、範囲を確定することはできなかった。武家屋敷の変遷はめまぐるしく、その変化を追うのは難しい。当時この地域に大規模な屋敷を構えていた主な大名は、美濃郡上藩などの青山氏、越前大野藩をはじめ3藩の土井氏、上野館林藩秋元氏、常陸麻生藩新庄氏、若狭小浜藩酒井氏、下総関宿藩牧野氏などで、旗本屋敷を加えると38軒が出銀の対象であった。

親父橋は江戸城や江戸中心部へ行く道筋にあたっており、橋があるためにより利益を受ける町や武家屋敷が負担したことは、合理的であった。ただ大阪の町橋の負担で見られるように橋に近い町ほど負担率が高くなるようにした傾斜負担の考え方は取り入れられていない。

親父橋は、享和元年(1801)にも架け換えが行われており、その記録がある⁽³⁾。この記録から、享保18年以降、寛延2年(1749)に架け換えがあり、有料の仮橋が架けられたこと、宝暦10年(1760)2月に類焼し、急きょ船渡しとし、のち有料の仮橋を架けて修復工事を行ったこと、天明6年にも類焼し、有料船渡が認可されたことなどがわかる。

享和元年の工事は、老朽化にともなうもので、橋の日常管理を任されていた堀江三丁目、四丁目と堀江六軒町の月行事が相談して、橋杭、高欄、敷板が朽損しているので掛け直しをしたい。同時に東西の橋台や石垣の修復を行うとして奉行所の許可を求めている。なお工事中の60日間は幅2間(約3.6m)の仮橋を架け、渡賃は取らない。

当時の橋の規模は橋長14間(25.5m)、幅員3間1尺(5.8m)で、この時の工事落札額は207両余であったから坪単価は4.6両となり、架け換えに近い修復工事が行われたと考えられる。

そして工事費を武家方六分町方四分で、橋元行事方から集金する旨、武家屋敷の年番にも通知し、なんらの異論も出ず、すんなり了承されている。このとき対象とされた大名、旗本は41名であったが、享保18年の件があったので、事前に仕様注文の決定や入札への立会いを行って落札金の認知を図るように慎重に事を運ぼうとしたことが想像される。そして本橋の通行止めが60日に及ぶためその間、近傍の商人の商売に差支えが出るので仮橋を架けるが、費用は商人負担として武家方には負担を求めないとした。

5月14日に橋元三町の月行事から奉行所の担当与力に申請書が提出されているが、事前の根回しが行われていたはずである。翌日には奉行所担当者による見分があり、19日には武家方年番から支障の無い旨の回答が寄せられている。

6月12日に仮橋が完成し、13日には担当役人の見

分があり、杭の根入や舗板の傷みなどを検査して、14日には本橋を締め切って工事を開始している。

本橋工事は8月20日に完成し、翌日には奉行所の検査を受けたが、当初は釘や銚(鍬)の締りが進行するので、往来開始より30日間は御用の車以外の一般の車の通行を禁止する処置をとっている。

親父橋の普請に対する費用負担は、幕末まで変化はなかった。安政2年(1855)3月に小網町あたりから出火した火事で焼失したときにも同様の方法で修復工事を行っている。

明治になっても公共施設を直ちに国や地方庁が管理することにはならず、組合橋維持の基本的な制度は存続した。しかし、大名や旗本の身分がなくなり、費用を負担していたシステムの一部が崩壊した。明治3年(1870)には橋が大破し、車馬の通行も覚束なくなって橋を管理する3町では急いで修復工事を行った⁽⁶⁾。

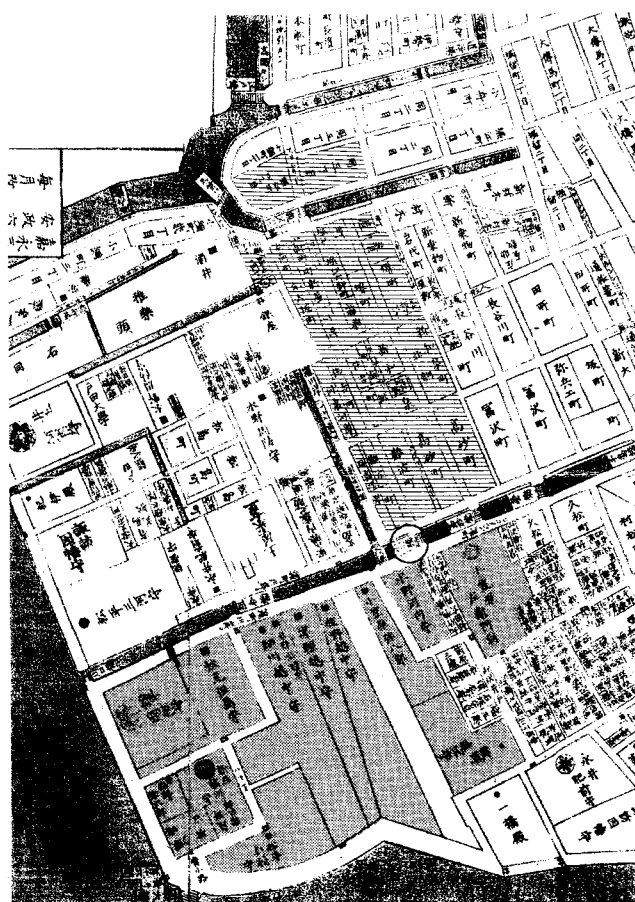
その分担については町方の四分は従来通り各町(このときは23町)にその間口に応じて割り付けられた。武家屋敷の負担分六分については対象となっていた屋敷地を引き継いだ諸省、県庁藩邸官員の邸宅などに差別なく、坪数割で割り当てられることになった。このように明治の初期には組合橋の制度は存続されたが、負担システムは変更を余儀なくされた。

(2) 小川橋の費用負担

親父橋の通りをまっすぐ東行した所の浜町堀に架けられた小川橋も親父橋と同じ考え方で維持管理が行われていた。小川橋は寛文2年(1662)に新しく架けられ、架け換えや修復の判断や日常の管理は難波町(浪花町)が行い、工事費用の分担は橋の西側の11町に四分、浜町側の最寄の武家屋敷に六分で割り当てられることになっていた。そして町方への割り当ては間口に応じて行われ、武家方へは知行高に応じて割り当てられることになっていた。また、小規模な修理が行われたときは、その費用を難波町と住吉町が立て替えておき、大規模な工事が行われたときに合わせて回収された⁽⁶⁾。

明治初の資料により江戸時代の組合の範囲を想定すると図－2のようになる。明治になって町方の堀江六軒町と甚左衛門町が新葭町になり、堺町横町などが芳町になっているが、その時点で11町が対象であった。また、浜町(浜町が正式町名となるのは明治5年)の武家屋敷では、肥後熊本藩細川氏、常陸笠間藩牧野氏、陸奥弘前藩津軽氏、常陸麻生藩新庄氏、上野館林藩秋元氏など、18の大名や旗本屋敷が対象になっていた。

明治4年に小川橋は大破し、往来が危険になったので架け換えの申請がなされた。東京府はこれを許可し、費用を従来通りの組合からの出金で賄おうとしたが、武家地ではかなりのものの持主が変わり、石高による割付ができなくなっていたため面積割として、敷地を引き継い



 : 出銀町々範囲
 : 出銀武家屋敷範囲

図-2 小川橋普請入用出銀範囲
 (切絵図「日本橋北神田浜町絵図」より作成)

だ役所や会社、個人の区別なく一定の負担を求めた。このように公共施設としての橋を管理する新制度が定着するまでの間は、旧制度がそのまま残され、各橋の近傍の土地所有者などに負担を強いることになった。

この2橋の組合の範囲には浜町堀に高砂橋、組合橋などが架けられており、浜町堀から分岐した入堀の口には小川橋と同時に架けられた入江橋があった。これらの橋は、その範囲は少し違っていたかも知れないが、橋近傍の町や武家屋敷が組合をつくって管理していたはずで、上記二橋の組合町や武家屋敷が5～6橋の維持管理費を負担していたことは容易に想像が付く。

(3) 大蔵町下横町間中橋の組合町

日本橋を基点とした東海道が最初に渡った中橋は、江戸城外堀と楓川を結ぶ運河(紅葉川)に架けられていたが、江戸城の建設が一段落した正保年間(1640年代)に運河の西半分が埋め立てられ、中橋も撤去されて跡地は中橋広小路と呼ばれた火除け地となった。残された東の堀に架かっていた橋は、橋長7間(12.7m)、幅2間(3.6m)の規模をもち、南北の通に沿った町々の出費によって維持されていた⁽⁹⁾。費用を負担した町は北側が10町と2屋

敷、南側が5町と1屋敷で北の方が多い。この理由はわからないが、道筋にある次の橋の負担範囲との関連があったと想像される。

享保2年(1717)に行われた修復工事の際に、橋の管理責任を分担する組合町にその費用を割り付けた記録があり⁽⁷⁾、組合町の範囲や分担方法がわかる。費用を負担した町の範囲を示したのが図-3で、費用負担の詳細を示したのが表-1である。この時の工事費は金56両2分・銀5匁、坪単価は4両ほどで、架け換えに近い工事が行われたのであろう。

各町への割付方法については「大蔵町と下横町は5割増、他の町へは5割引で勘定する」とあるが、内容は少し違っている。各町への割付計算を逆算してみると次のようになる。まず全工事金額を1.5倍して全町の間口比で橋元の大蔵町と下横町へ割り付ける。その残りの額を他の町の間口比で割り付けている。それを数式で表すと、橋元両町へは、工事費をA、橋元両町の間口の合計をa、他の町の間口計をbとすると、

1. $1.5A \times a / (a+b)$ の金額が割り付けられ、間口当たりの額、すなわち小間銀は $1.5A / (a+b)$ となる。そして他の町の小間銀は $A(1 - 1.5a / (a+b)) / b$ となる。仮に橋本町の間口が全体の1/5とすると、小間銀の比は1:0.583となり、1/10とすると1:0.630となる。

この計算法で文献(7)の割付を検証してみたのが表-1である。これを見ると3～4桁ほどは正確に計算されているが、正木町の値は表記ミスである可能性が高いことがわかる。

この文書では、今後はこの度の取り決めの通り運用するとして各町の名主、月行事が連判している。また「共外入用」は大蔵町と下横町にて勤めること、つまり、日常の清掃や橋にまつわるトラブルなどの処理は両町で行うとし、小さな補修も両町の負担とされている。

このルールはその後長く引き継がれたと考えられる。寛政2年(1790)5月付の「大蔵町中之橋新規掛立諸入用」⁽⁸⁾という文書があるが、これは南鞘町と南塗師町の両町内へ工事費負担を割り付けた取り決めで、各町への割付は享保2年と同じ計算方法で行われている。

この時の全工事費は金68両2朱と銀2分4厘、銀換算では4貫87匁7分4厘で、これらを5割増して間口割で橋元両町に割り付けている。この時点では大蔵町は102間と広がっていたと考えられ、割付金額は5桁まで正確に計算されていたことになる。

南鞘町と南塗師町は縁が深かったためか、たまたま同じ間口であったからかは分からないが、共同で出金している。工事費の割付合計が銀629匁2厘8毛で、「普請中立合入用」の銭1貫824文を加えて銀換算にして647匁6分7厘8毛となった。このうち4分の1を四つ角へ割り付け、通りを挟んだ4軒が1軒当たり銀40匁4分8厘の大きな負担をしている。残りは間口割で各家



図-3 大鋸町下横町間橋入用金割付範囲図

(文献(4)pp.143、(5)pp.5より作成)

表-1 大鋸町下横町間橋 工事費分担表：享保2年(1717)

[文献(7)より作成、()内は作成者松村による詳細計算]

北ノ方				南ノ方			
町名	間口幅	間当り単価	負担金額	町名	間口幅	間当り単価	負担金額
下横町	80間	5匁1分2厘3毛 (5.1027匁)	6両3分・3匁1分9厘 (6両2分・3.22匁)	大鋸町	85間	5匁1分2厘3毛 (5.1027匁)	7両・13匁7分 (7両・13.73匁)
岩倉町	18間	3匁6厘2毛 (3.0649匁)	3分・10匁2分 (3分・10.17匁)	狩野永叔屋敷	16間	3匁6厘2毛 (3.14352匁)	3分・4匁5厘 (3分・4.04匁)
福嶋町	29間	以下同じ	1両1分・13匁9分 (1両1分・13.88匁)	正木町	24間4尺	以下同じ	1両3分・6分- (注) (1両1分・0.60匁)
箔屋町	80間		4両・5匁2分 (4両・5.19匁)	南鞘町	86間半		4両1分・10匁1分5厘 (4両1分・10.11匁)
樽正町	92間2尺		4両2分・13匁 (4両3分・12.99匁)	南塗師町	86間半		4両1分・10匁1分5厘 (4両1分・10.11匁)
新右衛門町	78間半		4両・6分5厘 (4両・0.60匁)	松川町	51間		2両2分・6匁1分5厘 (2両2分・6.31匁)
小松町	30間		1両2分・1匁9分5厘 (1両2分・1.95匁)	(小計)	349間4尺		21両・14匁8分 (20両2分・14.90匁)
久志本屋敷	20間		1両・1匁3分 (1両・1.30匁)				
平松町	80間		4両・5匁2分 (4両・5.19匁)				
佐内町	94間		4両3分・3匁5分5厘 (4両3分・3.10匁)				
音羽町	26間半		1両1分・6匁2分5厘 (1両1分・6.22匁)				
樽屋敷	20間		1両・1匁3分 (1両・1.30匁)				
(小計)	648間2尺		35両3分・5匁6分9厘 (35両3分・5.10匁)	(合計)	998間		57両・5匁4分9厘 (56両2分・5匁)

(注) - 正木町の値が1両1分・6分の表記間違いとすると、合計の誤差はほとんどなくなる。

持に割当てられたはずである。

これらの資料からは、日常の維持管理は橋詰両町が責任を持ち、簡単な修復工事は両町の負担で行われていたことも分かる。大規模な工事の費用は大坂の町橋と同様に橋筋の町々が負担し、橋元町に大きな負担が義務づけられていたが、大坂の心斎橋や戎橋の割方帳で見られたように⁽¹⁰⁾橋からの距離に応じた逓減はされていない。また両町では四つ角に大きな負担が課せられていたが、他の町でも同じようなルールがあったかも知れない。

この中橋が架かる堀は安永年間(1775年頃)に一部が埋

め立てられたが、天保14年(1843)には全てが埋め立てられ、地図上から姿を消すことになった。

この橋の他にも、楓川に架かる松幡橋も近隣の町々で維持されていたことがわかる⁽⁹⁾。組合橋の調査に対する報告には、この橋は橋長8間(14.4m)、幅9尺(2.7m)で、古来より松屋町、因幡町、鈴木町、そして南伝馬町二丁目と三町目の角屋敷で維持してきたとある。橋名の由来は、松屋町と因幡町の間にあることによるとされるが、なぜか橋の西詰に当たる材木町七丁目が除かれている。この町には何か別の負担が課せられていたためであろう。

(4) 柳橋の管理の変遷

神田川が隅田川に合流するところに架かる柳橋は、主として橋北側の近傍の町々によって維持される町橋であった。この橋が初めて架けられたのは元禄11年(1698)12月27日であるとされる。元は渡船であったところに北側、すなわち浅草側の下平右衛門町から元禄10年(1697)11月に当時の南町奉行松平喜広に対して架橋の申請がなされた。そしてようやく翌11年の11月2日に町年寄に対して許可がおろされた。11月18日に工事にかかり約40日で完成した。橋の規模は15間(約27.3m)、幅3間(約5.5m)で、完成時には町奉行の見分があり、渡り初めが行われた。

当初は川口橋などと呼ばれたが、神田川沿いの柳原堤にちなんで柳橋という名前が定着したと思われる。橋周辺には多くの船宿が立ち、新吉原や向島へ通う猪牙船や

隅田川での舟遊びの船の基地となった。また花街が形成されるようになり、明治になっても繁栄した。

架橋費用は下平右衛門町1町が負担したと考えられるが、当時その北側に屋敷を構えていた松平市正から材木代として金子が町内へ贈られ、享保元年(1716)の架け換えのときにも金子が贈られたとされる⁽¹¹⁾。この松平氏は^{いちのかみ}市正に叙された豊後杵築藩の藩主松平英親を指すと思われるが、元禄11年当時はすでに代が変わり、^{しげよし}志摩守重榮が主であった。また享保元年時点では市正親純が藩主であった。^{ちかすみ}

享保3年(1718)12月の大火で神田川沿岸部も広く類焼し、橋も被害を受けた。この直後、神田川沿いに火除地が設定され、下平右衛門町は旧地を召し上げられ、その北にあった杵築藩松平氏上屋敷跡の一面に代地が与えられた。さらに浅草橋御門の北側を広小路にするため茅町

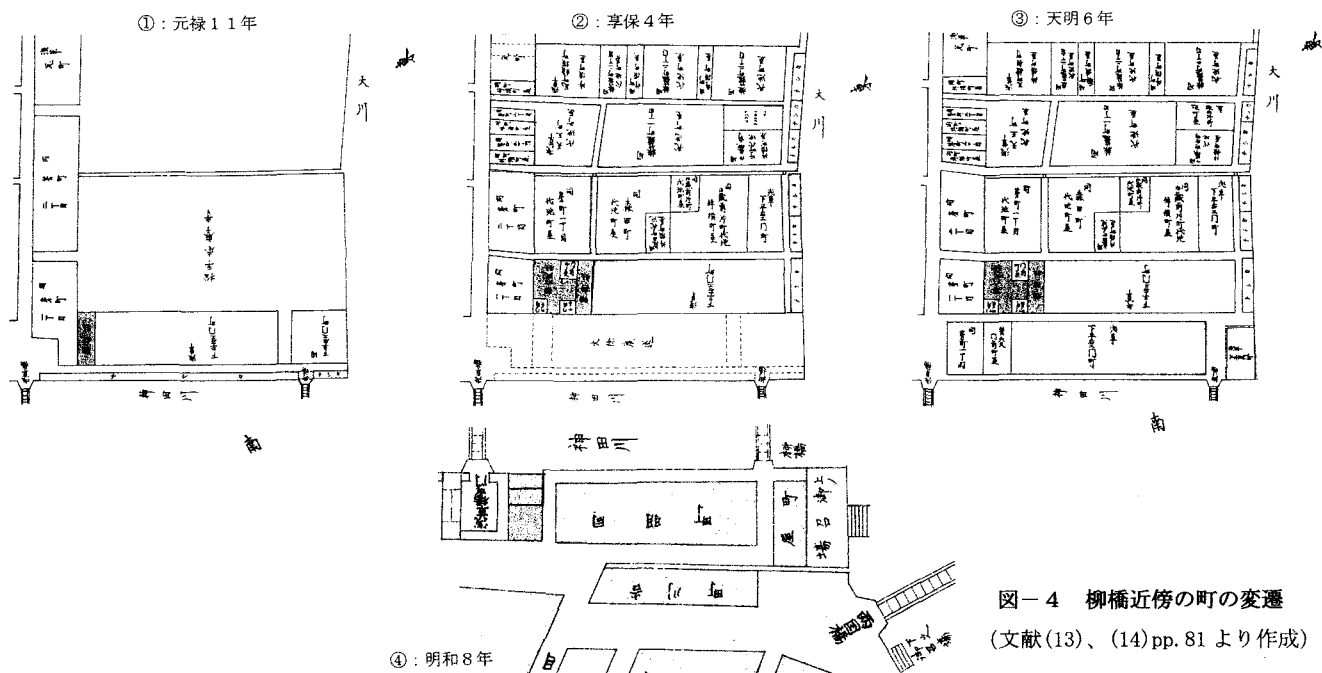


図-4 柳橋近傍の町の変遷
(文献(13)、(14)pp. 81より作成)

表-2 柳橋略年表 (文献(8)より作成)

年月日	西暦	事項	関連事項
元禄10年11月	1697	架橋を町奉行に申請	下平右衛門町月行事久左衛門より提出、同11年11月2日許可。
元禄11年12月26日	1698	橋完成	11月18日着手、橋長15間、幅3間。町奉行見分。
正徳3年12月22日	1713	焼失、仮橋架設	
享保元年10月	1716	本橋架け直し	橋長14間、幅2間
享保3年12月	1718	類焼、下平右衛門町用地召し上げ	火除地拡大。
享保4年4月	1719	4町に大名屋敷跡地を代地	下平右衛門町ほか3町に杵築藩松平氏屋敷跡地を代地。
享保13年9月	1728	神田川出水、柳橋落橋	柳橋新規修復4町持ち、下平右衛門町6分、3町4分。
元文元年7月	1736	橋南向い町屋からも出金	直後に架け直し。
延享3年8月	1746	架け直し	下柳原同朋町などより計5両を出すことが決定。
宝暦7年8月	1757	架け直し	
明和3年8月	1766	架け直し	
明和8年2月	1771	類焼後、舟渡し	4月に仮橋完成。
安永2年正月	1773	本橋完成	仮橋撤去
天明6年7月	1786	3町諸入用負担率の変更要請	下平右衛門町7分、3町3分に変更、天明7年より適用。
天明8年9月	1788	架け直し	
享和元年8月	1801	架け直し	
文化14年8月	1817	架け直し	

一丁目の一部が召し上げられ、またそれに続く日光街道沿いの火除地を拡大するために御蔵前片町、森田町も同様に召し上げられて、それぞれに松平氏屋敷跡が代地として与えられた⁽¹²⁾。

これによって柳橋は4町の組合橋とされ、架け換え、修復があったときは共同出費することになったが、金額の比率は下平右衛門町が60%、3町からは40%と決められた。また橋に関する願いなどは下平右衛門町が引き受けるものとされた。そして、享保4年に新しい橋が完成したが、この橋は橋長14間、幅2間で、以前より一回り小さくなった。

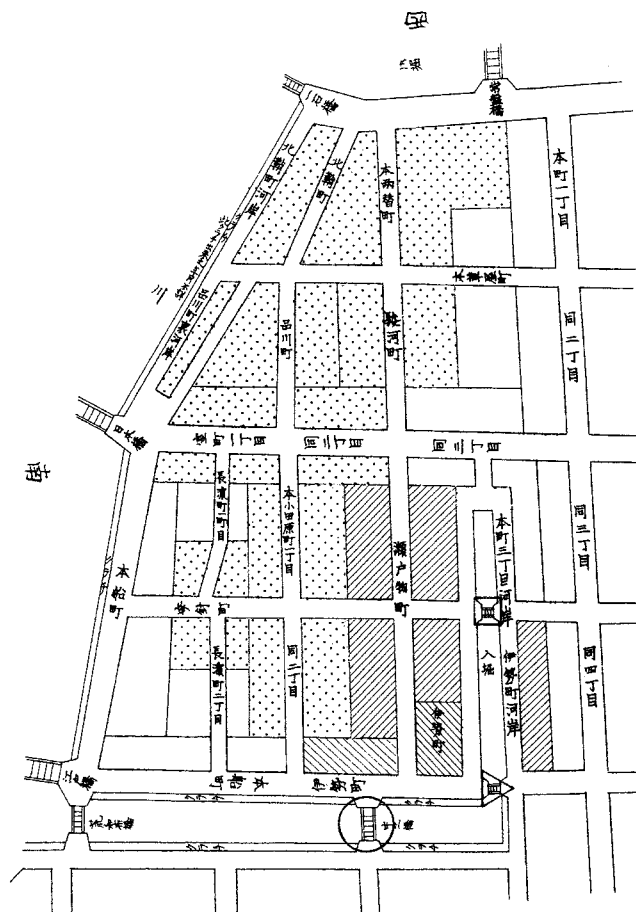
元文元年(1736)6月に架け換えが行われたとき、橋南側の下柳原同朋町などにも負担を求めたいとする訴えが当時の町奉行大岡忠相へ出された。同朋町側では地代の上納金に加えて橋への出銀は迷惑であると反論したが、話し合いの結果、架け換えのときに限って工事金額にかかわらず計5両を出すことで合意された。その内訳は上納金の2両を割り、他に3両を加えて5両にするというものであった。これも大岡裁きの一つであろうか。

その後10数年の割合で架け換え、大修復が行われたが、天明6年(1786)に新たな問題が持ち上がった。7月の神田川出水のとき柳橋が危険になったので、茅町一丁目代地以下3町に水防人足の出動を要請したが、応じなかった。そのほか諸入用の負担を求めたが、3町は、その年の正月には下平右衛門町に元地の利用が認められて町の間口が広がったにもかかわらず、負担率が従来の4:6では納得できない、2:8にすべきであると主張した。このため下平右衛門町の月行事は町奉行に訴え出たが、その後の4町による話し合いの結果、3:7にすることで合意ができ、吟味の訴えを取り下げた⁽¹¹⁾。その後は幕末まで町の変化は少なく、この負担率にも変化はなかったと考えられる。

(5) その他の組合橋

上記の橋の他にも橋管理の組合町の範囲がわかる例として、東海道が江戸城外濠の南端部を渡る新橋の一つ西側の芝口難波橋と江戸橋のすぐ下流から北へ掘られた伊勢町堀（のち西堀留川）に架かり、伊勢町と小船町を結ぶ中ノ橋の二つを取り上げる。

芝口難波橋は元々、近傍の9町で管理する組合橋であったが、宝永7年(1710)には幕府によって橋普請が行われた。享保9年(1724)に類焼し、その修復の申請を行ったが、逆に町奉行から以前のように組合によって工事をするように申し付けられ、同年に工事が行われた。組合町は橋筋に限られ、北側は橋詰の山王町と南大坂町から彌左衛門町までの8町であったが、南側は芝口一丁目の1町のみで⁽¹⁵⁾、変則的であった。これはこの町より南側は武家屋敷が連なっており、武家町への負担要請を遠慮したためであると考えられる。



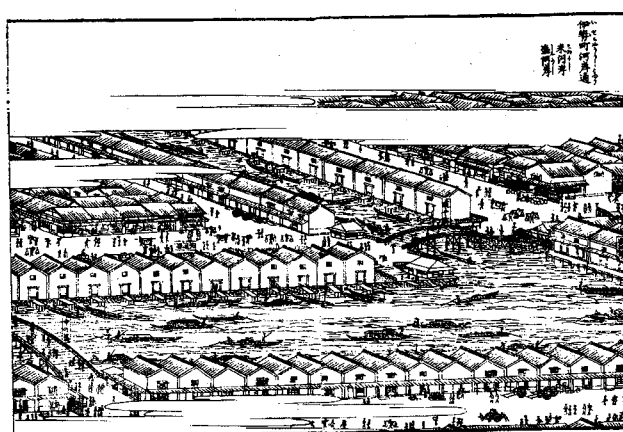
○：中ノ橋 △：道浄橋 □：雲母橋

▨：道浄橋管理町 ▨：雲母橋管理町

▤：中ノ町組合町範囲

図-5 伊勢町堀の橋の組合町々範囲

(文献(14)pp. 49より作成)



(中の橋)

(道浄橋)

図-6 伊勢町河岸通 (『江戸名所図会巻之一』)

文献(16)では伊勢町と下船町との間の橋とされているが下船町という町は見当たらず、小船町の誤りであると考えられる。とするとこの橋は伊勢町堀の中ノ橋のことであり、以下では中ノ橋として考察を進める。この橋は橋長12間(約21.8m)、幅2間(約3.6m)の規模を持つ。橋

の組合町として本両替町、北鞘町、品川町、同裏河岸、室町一丁目、同二丁目、駿河町、安針町、本小田原町一丁目、同二丁目、瀬戸物町、伊勢町の12町が上げられている⁽¹⁶⁾⁽¹⁷⁾。これらは東北を伊勢町堀、西南を日本橋川によって区切られた地域に限定されており、また、武家屋敷への負担は求めていなかった。組合町のうち、伊勢町と瀬戸物町はそれぞれが一つずつ他の橋を管理しているため、中ノ橋に対する負担は他の町の半額にすると決められていた。

伊勢町は道浄橋という橋長4間の橋を管理しており⁽¹⁶⁾、瀬戸物町は地図上から判断して雲母橋^{きらす}を管理していたと考えられる。そして、通常なら費用負担をすべき東橋詰の小船町や西側の町でも橋に比較的近い本船町や長濱町が入っていない。これらの町は、他の橋、例えば伊勢町堀の分岐点に架けられた荒布橋^{あらめ}などの管理義務をおっていたために中ノ橋の費用を負担しなくてもよいことになっていたとの推定も成り立つ。

(6) 江戸時代の組合橋

上記のように、橋の立地や架設経緯、周辺の町々の性格によって組合の範囲や管理費の負担方法や分担率が大きく異なっており、江戸時代を通じての一定のルールを見つけることは難しい。総じて言えば、橋元町に日常管理義務や工事費の比較的大きな負担など、橋があることによって利益を受ける程度の大きい町の負担が大きくなるのは当然で、その傾向は読み取れる。

親父橋や小川橋の例から、浜町周辺の運河の橋では、町の開発の経緯から武家屋敷への分担率が高くなったと考えられ、特異である。一般的には、武家屋敷の多い地域では、江戸城周辺や本所地区のように幕府が出費する公儀橋が多い。また、混在地域では武家の負担は除かれ、町人町の負担となる場合が多かったし、幕府の財政状況からかつて公儀橋であった橋もかなりの橋が町管理に切り替えられた。武家屋敷の負担の差がなぜ生じたのかよく分からない。

組合町の範囲は架橋の経緯によって異なり、十数町に及ぶ場合もあったが、一般的にはそれほど広くはなく、5～6町の場合が多かったようで、架け換え時の町の負担はかなり大きかった。ただ、実例を示すことはできなかったが、管理の橋ができるだけ重複しないように、町奉行所などで調整されていたと推測される。

組合橋への費用分担は、町の間口の広さによって決められる場合が多かったが、大坂の町橋で見られるように、橋に近い町ほど負担率を高くしたという例は見られない。道の交差部に面した四つ角屋敷が大きな負担をした例もあり、商売に有利な立地が考慮されていたのは注目される。

各町への負担は町々の話し合いによって自主的に決められた例も多かったと思われるが、自由にまかされると

町人町、武家町混在地域では、町人の負担が大きくなりがちで、その場合には、町奉行によるいわゆる行政指導が強く働いたと考えられる。親父橋の例のように武家屋敷側からの負担軽減の要求に対しても町奉行は既得権の保護を明確に示しており、町人側を保護している。また、各地域の町年寄は町橋の点検、工事の入札、問題点の調整など町奉行の代行として、果たす役割は大きかった。

柳橋のように幕府の町づくりの方針の変化や周辺の町の発展にともなって橋を利用する町の範囲が変化すると、橋を管理する町では受益者に対して応分の負担を求めた。しかしその決着には時間がかかり、奉行所など町政担当者⁽¹⁸⁾の裁定が必要となる場合も多かったと考えられる。

そして明治に入ると、武家が身分を失い、負担する対象者がいなくなっているにもかかわらず地方の財政上の変革が間に合わず、組合橋の制度はしばらくの間存続された。

参考文献

- (1) 『東京市史稿橋梁編第一』 pp. 235, 昭和11年11月
- (2) 『東京市史稿産業編第十四』 pp. 8～17, 昭和45年3月
- (3) 『東京市史稿産業編第四十四』 pp. 446～461, 平成13年3月
- (4) 朝倉治彦監修『江戸城下変遷絵図集第六巻』 pp. 61, 79, 97, 121, 1985年12月
- (5) 『同 第七巻』 pp. 5, 1986年1月
- (6) 『東京市史稿市街編第五十一』 pp. 743～758, 昭和36年11月
- (7) 『東京市史稿橋梁篇第一』 pp. 541～5, 昭和11年11月
- (8) 『東京市史稿市街編第三十』 pp. 716～718, 昭和13年3月
- (9) 『東京市史稿産業篇第十八』 pp. 362～364, 昭和49年3月
- (10) 松村博『大阪の橋』 pp. 220～224, 249～255, 1987年5月
- (11) 林 陸朗編『浅草町方書上—浅草(上)』 pp. 49～53, 昭和62年9月
- (12) 『東京都の地名』 pp. 589～590, 平成12年7月
- (13) 朝倉治彦監修『江戸城下変遷絵図集第十六巻』 pp. 85, 91, 99, 1986年10月
- (14) 『同第六巻』 pp. 49, 1985年12月
- (15) 『東京市史稿橋梁編第一』 pp. 865, 昭和11年11月
- (16) 『東京市史稿橋梁編第一』 pp. 558, 昭和11年11月
- (17) 石川悌二『東京の橋』 pp. 139, 昭和52年6月
：ただし、この文献では橋の位置を誤っている。
- (18) 『東京の地名』 pp. 214～216, 2002年7月